

— 令和2年11月分から水道料金が変わります —

日頃より、水道・下水道をご利用いただき、ありがとうございます。

将来世代に負担を先送りすることなく老朽化施設の更新を計画的に実施し、将来にわたって水道水の安定供給を維持することを目的として、水道料金を改定する条例を平成30年10月に施行いたしました。

この条例で規定されている2段階の引き上げのうち、1段階目の期間が令和2年10月分をもって終了し、令和2年11月分から新料金が適用となります。※下水道使用料は、**現行と変わりません。**

◎新料金の適用について ※令和2年9月以前より継続使用している場合

10月分までは現行料金で、**新料金は11月分から適用**となります。

水道メーターの検針は、地区により、奇数月又は偶数月に分け、2か月ごと（隔月）で行っており、偶数月検針地区の皆さまは、12月検針分から適用されます。

◆偶数月検針地区の場合

検針年月 (使用年月)	適用区分
令和2年10月検針 (9月、10月分) まで	現行料金
令和2年12月検針 (11月、12月分) 以降	新料金

◎水道料金表 (令和2年11月分以降) 【2か月分・税抜】

用途	口径	基本料金	従量料金 (1 m ³ につき)	
住宅用	13mm	2,944 円	1~16 m ³ 49 円	17 m ³ ~ 199 円
	20mm	3,016 円		
	25mm	3,084 円		
	40mm	4,348 円		
	50mm	7,106 円		
住宅用以外	13mm	4,552 円	1~20 m ³ 78 円	21 m ³ ~ 251 円
	20mm	4,654 円		
	25mm	4,704 円		
	40mm	6,048 円		
	50mm	8,984 円		
	75mm	9,482 円		
	100mm	12,146 円		
150mm	21,332 円			

水道・下水道のお知らせ

氏名 見本 様

お客様番号 123-0004567-008

使用年月: 令和2年9月、令和2年10月分

使用期間: 8月5日~10月4日

用途: 住宅用 検針日: 10月4日

口径: 20 mm 検針員: 北見 A

	今回指針	35	
今回検針分の使用量	取付指針		
	取外指針		下水道人数
	前回指針	10	
	変更量		m ³
	水道使用水量	下水道排除量	
今回	25 m ³	25 m ³	
前回	26 m ³	26 m ³	

注) 今回指針・使用量等のご確認をお願いいたします。使用量が0m³の場合も基本料金がかかります。

		内消費税等相当額	
今回検針分の概算	水道料金	5,716 円	519 円
	下水道使用料	4,583 円	416 円
	合計金額	10,299 円	

このお知らせ票で、お支払いすることはできません。

水道料金は、用途、口径、水道使用水量により決定します。

◎水道料金の計算例【2か月分】

【メーターの口径が20mm、用途が「住宅用」、2か月分の使用水量が25m³の場合】

料金区分	現行料金	新料金
(ア) 基本料金	2,798円	3,016円
(イ) 従量料金 16m ³ までの部分	752円 = 16m ³ × 47円	784円 = 16m ³ × 49円
(ウ) 従量料金 16m ³ を超える部分	1,647円 = (25m ³ - 16m ³) × 183円	1,791円 = (25m ³ - 16m ³) × 199円
料金計(税抜)(ア)+(イ)+(ウ)	5,197円	5,591円
料金計(税込) ※1円未満切捨て	5,716円 = 5,197円 × 1.1	6,150円 = 5,591円 × 1.1

◎現行料金と新料金の比較(早見表)【2か月分・税込】

◆用途：住宅用の場合

(水道料金 単位：円)

使用水量 (2か月分)	口径13mm			口径20mm			口径25mm		
	現行料金	新料金	増加額	現行料金	新料金	増加額	現行料金	新料金	増加額
0 m ³	3,005	3,238	233	3,077	3,317	240	3,148	3,392	244
5 m ³	3,263	3,507	244	3,336	3,587	251	3,406	3,661	255
10 m ³	3,522	3,777	255	3,594	3,856	262	3,665	3,931	266
12 m ³	3,625	3,885	260	3,698	3,964	266	3,768	4,039	271
15 m ³	3,780	4,046	266	3,853	4,126	273	3,923	4,200	277
20 m ³	4,637	4,976	339	4,710	5,055	345	4,780	5,130	350
30 m ³	6,650	7,165	515	6,723	7,244	521	6,793	7,319	526
50 m ³	10,676	11,543	867	10,749	11,622	873	10,819	11,697	878

◆用途：住宅用以外の場合

(水道料金 単位：円)

使用水量 (2か月分)	口径13mm			口径20mm			口径25mm		
	現行料金	新料金	増加額	現行料金	新料金	増加額	現行料金	新料金	増加額
0 m ³	4,516	5,007	491	4,615	5,119	504	4,666	5,174	508
5 m ³	4,874	5,436	562	4,973	5,548	575	5,023	5,603	580
10 m ³	5,231	5,865	634	5,330	5,977	647	5,381	6,032	651
20 m ³	5,946	6,723	777	6,045	6,835	790	6,096	6,890	794
50 m ³	13,404	15,006	1,602	13,503	15,118	1,615	13,554	15,173	1,619
100 m ³	25,834	28,811	2,977	25,933	28,923	2,990	25,984	28,978	2,994

詳細につきましては、市ホームページをご覧ください。

URL : <http://www.city.kitami.lg.jp/docs/2018031900020/>



今後も、安全・安心な水道水の供給に努めてまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

*** 新型コロナウイルス感染症の影響によりお支払いが困難な方へ**

新型コロナウイルス感染症の影響による収入の減少等により、水道料金及び下水道使用料のお支払いが困難な方は、お支払いの猶予が認められる場合がありますので、下記までご相談ください。

お問い合わせ

上下水道料金センター ☎ (0157) 25-1178

受付時間 午前8時45分から午後5時30分まで(土曜日、日曜日、祝日除く)



～水で人と自然をつなぐ～

北見市上下水道局

令和2年10月発行